

【訪問看護医療情報連携加算について】

当事業所では、利用者様に**安全で質の高い在宅医療**を提供するため、医師・訪問看護師・薬剤師・ケアマネジャーなどの関係職種と連携し、必要な診療情報を共有する体制を整えています。

この連携体制に基づき、厚生労働省が定める「**訪問看護医療情報連携加算**」を算定しています。

■ ICT を活用した情報共有について

在宅療養中の利用者様の状態を適切に把握し、変化に迅速に対応できるよう、ICT（情報通信技術）を活用して以下のような情報を関係機関と共有しています。

- 病状の変化
- 治療内容・処置内容
- 服薬状況・副作用の有無
- 緊急時の対応方針
- 医師からの指示内容 など

■ 個人情報の取り扱いについて

診療情報の共有にあたっては、**利用者様またはご家族の同意を得た上で適切に管理し、個人情報の保護に十分配慮しております。**

■ 情報連携を行う主な機関

● 医療機関

佐藤医院/鈴木内科医院/つばさクリニック岡山/てらだ内科クリニック/のぞみ往診クリニック
はれのくに在宅クリニック杜の街/ももたろう往診クリニック

● 訪問看護ステーション

朝日医療訪問看護ステーション/岡山訪問看護ステーション看護協会/セントケア訪問看護ステーション岡山南

● 薬局

ダテ薬局清輝橋店/トマト薬局奉還町店/日本調剤北長瀬薬局

● 居宅介護支援事業所

アークケアプランセンター/在宅介護支援センタハイライフ/サンヨー薬局居宅介護支援事業所
博愛会居宅介護支援事業所

● その他、利用者様の療養に関わる関係機関

[施設基準]

- (1) 在宅での療養を行っている利用者であって通院が困難なものの診療情報等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて常時確認できる体制を有し、関係機関と平時からの連携体制を構築していること。
- (2) 診療情報等を活用した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (3) (1)に規定する連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- (4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

令和8年6月1日
訪問看護ステーション晴
管理者：赤瀬佳代